－今号の目次－

* 「保育政策の新たな方向性」が公表される（こども家庭庁） 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **「保育政策の新たな方向性」が公表される（こども家庭庁）**

12月20日、こども家庭庁より「保育政策の新たな方向性」が公表されました。

これは、令和7年度から令和10年度末までの4年間の保育政策の方向性をまとめたもので、令和6年度までとされていた「新子育て安心プラン」の後を引き継ぐものとなります。これまでの「保育の量の拡大」から転換し、3つの柱を軸に保育政策を推進するとしています（下図参照）。



「保育政策の新たな方向性」は、「人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は待機児童対策を中心とした『保育の量の拡大』から」、上図の3つの柱に政策の軸を転換し、「制度の持続可能性を確保」するとしています。

政策の軸となる3つの柱がめざす姿は次頁のように表現され（青字箇所）、そのもとに取り組んでいく対応等がまとめられています（一部の対応には時期も明記）。

**保育政策の新たな方向性**

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

|  |
| --- |
| **１．地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実****【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**〇 地域の課題に応じたきめ細やか待機児童対策〇 人口減少地域における保育機能の確保・強化　〇 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）〇 保育の質の確保・向上、安全性の確保　 |
| **２．全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進****【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】**〇 こども誰でも通園制度の推進〇 多様なニーズに対応した保育の充実〇 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進 |
| **３．保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善****【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】**〇 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善〇 保育DXの推進による業務改善〇 働きやすい職場環境づくり〇 新規資格取得と就労の促進〇 離職者の再就職・職場復帰の促進〇 保育の現場・職業の魅力発信 |

令和7年度以降、この「保育政策の新たな方向性」に基づいて政策が進められていきます。

なお、別添PDF資料の参考資料の各スライド右下の　　のマークがついている箇所の記載は、「目標値」として示されているものです。

詳細は、別添PDF資料またはこども家庭庁ホームページよりご確認ください。

ホーム＞政策＞保育＞「保育政策の新たな方向性」について

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/new_direction>